

熊本県特別免許状の授与に係る教育職員検定基準

平成16年2月12日
(令和3年11月9日改訂)
熊本県教育委員会

教育職員免許法(以下「法」という。)第5条第3項の規定により特別免許状を授与するための基準は、次に定めるところによる。

1 教育職員検定の対象者

教育職員免許状に関する規則(以下「規則」という。)第20条に規定する書類を提出した者で次のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1)法第5条第1項各号の一に該当しない者。
- (2)社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると認められる者。
- (3)担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる者。
- (4)教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的实施に特に必要があるとして推薦した者。

2 教育職員検定

法第6条第1項の規定により、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うが、具体的な観点及び判断の方法は次のとおりとする。

- (1) 人物について(社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見)

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、主として次のア、イ及びウの各書類により確認を行う。

ア 人物に関する証明書(別記第6号様式)

イ 推薦書(別記第11号様式)

ウ 本人の申請(志願)理由書(任意様式)

- (2) 学力又は実務について(教科に関する専門的な知識経験又は技能)

教科に関する専門的な知識経験又は技能は主として次のア、イの各書類により確認を行う。

ア 履歴書(別記第4号様式)

イ 担当する教科に関する専門的な知識若しくは技能を有する旨の証明書又はこれに代わるもの。
なお、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験や保有資格、実績等については、次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当すること。

(ア) 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

a 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

b 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけら

れたもの

- c 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - (a) アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(略称 WASC)
 - (b) アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(略称 ACSI)
 - (c) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(略称 CIS)
 - (d) スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局(略称 IB0)
- (イ) 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるもの)が、概ね3年以上あること。
 - a 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
 - b 外国にある教育施設における勤務経験
 - c 大学における助教、助手、講師経験
 - d 各種競技会等に向けた選手等としての活動
 - e 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験等
- (ウ) 教科に関する専門的な知識経験又は技能に関して、以下に示す資格や実績を有すること。
 - a 外国の教員資格の保有
 - b 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
 - c 修士号、博士号等の学位の保有(博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていること。)
 - d 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績(特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験を備えていること。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験を備えていること。)
 - e 大学における教職科目のうち熊本県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講
 - f 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の熊本県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価

(3) 身体について

主として、身体に関する証明書(別記第7号様式)によって行う。職務遂行上支障ないと認められる者でなければならない。

(4) 任命権者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施について

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦において、授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容及び、授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性について次のアの書類により確認を行う。

ア 推薦書(別記第11号様式)

(5) 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質の確認は、別に定める意見聴取者による面接により行う。ただし、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者等については、書面による確認も可能とする。その場合、別に定める意見聴取者からの意見を参考としなければならない。

(6) 提出書類

ア 教育職員免許状授与願(別記第3号様式)

イ 履歴書(別記第4号様式)

ウ 人物に関する証明書(別記第6号様式)

エ 身体に関する証明書(別記第7号様式)

オ 担当する教科に関する専門的な知識経験もしくは技能を有する旨の証明書又はこれに代わるものは、次の(ア)、(イ)になる。

(ア) 実務成績証明書(別記第5号様式)

学校等で講師等の経験がある場合に提出

(イ) 実地の経験及び技術に関する証明書(別記第8号様式)

担当する教科に関する実務経験の証明。また表彰等を受けている場合は、そのことが分かる賞状等の写し(原本証明必要)

カ 推薦書(別記第11号様式)

キ 本人の申請(志願)理由書(任意様式)

ク 手数料(免許状1件につき5,000円)(熊本県収入証紙)

ケ 基礎免許状の写し(原本証明必要)(例)看護師免許証の写し、理容師免許証の写し等

コ 現に所有している全ての教員免許状の写し(原本証明必要)

(7) その他

勤務予定校において、次のア、イについての対応が十分になされていること。

ア 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられることから、勤務予定校において、普通免許状所有者が指導・支

援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動(学級担任含む)、生徒指導等も担当可能であるため、特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

イ 学習指導要領等の共通理解のための体制

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、勤務予定校において説明・支援を行うこと。

附 則

この指針は、平成16年2月12日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年11月9日から施行する。